

そよかぜ通信

2022年1月 発行

療育・発達支援課

療育相談担当

住所 上山市河崎3-7-1

電話 023-673-3366(代)

今回のそよかぜ通信は、下記の内容をご紹介します。

- ◆ サポートファイルの紹介
- ◆ 児童発達支援センターの紹介
- ◆ 生活介護事業所「ほがらか」の紹介
- ◆ 医療的ケアにかかる制度の紹介



🍀やまがたサポートファイルが新しくなりました🍀

～支援と安心をつなげるツール～



山形県発達障がい者支援センター

《スタンダード版》

保護者がお子さんの成長や発達について記すことでお子さんのことをよく知る手がかりとなります。また、生活場面や関わる人が変わったり、成長に伴い、様々な相談をするときに説明する際のツールとなり、説明の負担を軽減しながらも支援者にお子さんの情報を的確に伝えることができます。



《セルフ版》

ご本人が記載するもので、自分の特徴やセールスポイントをまとめ、ファイリングを行うことで、支援機関や就職先に説明する際のツールとして活用できます。



🐾 どのようなところが変わったのでしょうか？

内容を精査し、スペースを広げて書きやすくしました。また、相談や受診する前に書き留めるメモ欄として「シート2追加様式」を加えました。

🐾 内容を教えてください。

下記のような構成になっています。

はじめに (目次、メリット、使い方、注意点等)

シート1：フエースシート

シート2：支援・診療の履歴

シート2追加様式：相談の記録用紙

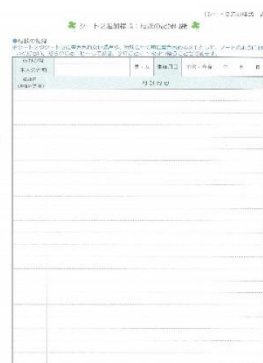
シート3：現在の様子

シート4：支援の工夫など、つなげたい情報

巻末に記載マニュアルがついているので、参考にしてください。

🐾 どこでもらえますか？

山形県ホームページより「やまがたサポートファイル」で検索し、ダウンロードできます。当センターでも配布しておりますのでスタッフにお声がけください。



児童発達支援センターのご紹介

みなさんこんにちは！児童発達支援センターです。児童発達支援センターは、就学前のお子さんがお家の方と一緒に通園して、みんなで楽しく遊んだりリハビリを受けたりするところです。どこでどんなことをしているのかご紹介したいと思います。

Q 児童発達支援センターはどこにあるの？

A 管理棟の2階にあります。

児童発達支援センターは、医療型と福祉型の2つの部門があります。

医療型児童発達支援センター

運動の発達に遅れや障がいのあるお子さんが対象です。主に北ディールームで保育を行っています。

福祉型児童発達支援センター

ことばの遅れや発達に偏りのあるお子さんが対象です。主に南ディールームで保育を行っています。

* リハビリは、医療棟1階の訓練室で個別に受けていただいています。

Q どんなことをするの？

A お家の方と一緒にいろいろな遊びを体験します。親子のふれあい遊び、体を使った運動遊び、べたべた・サラサラの感覚遊び、ゲーム等行っています。
また、食事やトイレなど身の回りのことにも少しずつチャレンジできるよう支援しています。

Q 通園の時は、お家の人誰と一緒にもいいの？

A はい。おとうさん、おかあさんはもちろん、おじいちゃん、おばあちゃん、どなたでも結構です。お子さんと一緒にいろいろな体験を重ねていただく中で、お子さんの特性についてより一層理解が深まったり、お子さんにあったアプローチの方法が見つかったりする機会になればと考えています。お子さんとじっくり関わる貴重な時間ですので、ご兄弟の同伴はご遠慮いただいています。

Q 子どもだけ通うことはできるの？

A 児童発達支援センターは、親子通園が基本ですが、お子さんの発達段階に合わせてお家の方から離れての保育にも取り組んでいます。就園・就学に向けた、少人数グループの単独通園を曜日によって設定しています。

Q 給食はあるの？

A お子さんの発達にあった食事形態の給食を提供しています。
(機能訓練食、普通食、アレルギー除去食など)



お子さんひとりひとりが生き生きと生活できる手立てをご家族と一緒に考えていきたいと思っています。



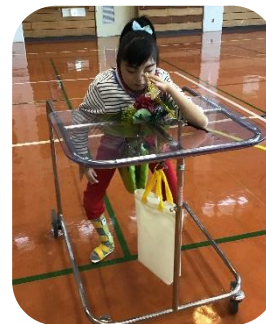
～生活介護事業所「ほがらか」の紹介～



みなさんこんにちは！生活介護事業所「ほがらか」です。
ほがらかは、今年で25年目。平成9年4月に重症心身障がい児（者）通園事業B型「ほがらか通園」としてスタート、平成24年の法改正に伴い、指定障がい福祉サービス事業所（ほがらか）になり、今に至ります。

現在19歳から47歳までの26名の方が在籍し、週1回の利用で、1日4～6名の方がご家族の送迎で通所しています。利用されている方全員が障がい支援区分6です。安心安全を一番に！楽しい雰囲気を大切にしながら日中活動を行っています。

「ほがらか」には、サービス管理責任者、生活支援員、看護師などのスタッフがいます。センターだからこそできる専門的な機能を活かし、センター内の様々な職種スタッフと連携し、利用者やご家族の希望にできるだけ寄り添ったサービスを提供しています。



＜機能訓練の様子＞

＜ほがらピック 2021＞



センター体育館のそばにある「ほがらか」。毎日笑い声が響いています。1日の活動が終わった時、「ほがらかに来て楽しかったなあ～」と思ってもらえるよう、一人ひとりの気持ちを受け止めながら一人ひとりのペースに合わせて、これからも丁寧に支援していきたいと思ひます。

ほがらかの日課

時 間	月～金(祝祭日を除く)
9:30	登所 検温 健康チェック
10:00	活動計画による療育 (季節の行事、製作活動、所外散策、ミニ畑など)
	入浴、水分補給、排泄、個人に応じた機能訓練など
12:30	昼食 歯磨き
13:30	リラクゼーション、余暇活動、水分補給、排泄 個人に応じた機能訓練など
	降所準備 健康チェック
15:30	降所



＜ミニ畑活動＞



医療的ケア児とそのご家族への支援について

令和3年9月、医療的ケア児の健やかな成長を図ることなどを目的として、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。ここでは、山形県で行われている医療的ケア児とそのご家族への様々な支援について紹介します。

医療的ケア児とは？

人工呼吸器、たんの吸引、経管栄養等の医療的ケアを日常的に必要とするお子さんのことを言います。

▲▲▲ 山形県の主な取り組み ▲▲▲

① 身近なかかりつけ医の養成

医療的ケア児への訪問診療を行うことができる医師を養成しています。

② 人材育成

医療的ケア児とご家族へのサービスの紹介などを行う「医療的ケア児等コーディネーター」を地域ごとに養成しています。コーディネーターが所属している機関については山形県障がい福祉課のホームページをご覧ください。

また、医療的ケアを行う看護師等の支援人材を養成するため、小児医療に関する知識やケアの実技を学ぶ研修会を開催しています。

③ 通院支援

通院を支援するため、訪問看護師による付添い（ご家族の車に同乗）、または、タクシー運転手の派遣（ご家族の車を運転）による支援を行っています。（令和3年度のお申込みは終了しました。詳細については山形県障がい福祉課のホームページをご覧ください。）

④ 災害対策

保健所を中心に「個別避難計画」の作成を進めており、市町村への情報提供を行うこととしています。また、「バイタルリンク」というアプリケーションを活用し、主治医や関係機関が医療的ケア児とご家族の安否確認、医療用物品の確認等を行うとともに、行政情報を発信することとしています。

⑤ 「医療的ケアが必要なお子さんと家族のための支援ガイドブック」作成

医療的ケア児やご家族が活用できる情報や支援策をまとめたガイドブックです。山形県障がい福祉課のホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。

※ 山形県障がい福祉課のホームページ（医療的ケアが必要な子どもへの支援について）

<https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/iryo/ikeacd.html>

【編集担当】 山形県立こども医療療育センター 療育・発達支援課（担当：太田・小林）
〒999-3145 山形県上山市河崎三丁目7番1号
TEL (023) 673-3366(代表) FAX (023) 673-3757

